

## マイナンバー(個人番号)の提出について

マイナンバーを提出いただくと、高等学校等就学支援金の申請手続きが簡略化できます。

### 【マイナンバー利用による申請手続】

就学支援金の認定を受けると、次回以降、マイナンバーを利用して課税情報を確認するため、ご家庭の状況が変わらない限り、申請手続きが不要となります。※



### 【マイナンバーを利用しない申請手続】

在学中、合計4回(定時・通信制は5回)就学支援金の申請をしなければなりません。



※ ご家庭の事情が変わる(前年と住所地が変わり、課税市町村が変更になる場合、離婚等により保護者等が変更になる場合等)方は、別途、申請手続きが必要になります。

※ 所得制限に該当し、不認定になった場合は、再度申請が必要となります。

#### ◆マイナンバーがわかる書類とは・・・

- マイナンバーカードの写し
- マイナンバー通知カードの写し(住民票の記載内容と一致している場合に限り有効※)
- マイナンバーが記載された住民票(お住まいの市役所又は町役場で発行)

※ 法律の改正により、マイナンバー通知カードは令和2年5月25日に廃止となっています。廃止後の通知カードは、当面の間、通知カードの記載内容(住所・氏名等)が住民票と一致している場合のみ、引き続きマイナンバーを証明する書類として利用できます。

### マイナンバーの活用が可能な申請手続

- 高等学校等就学支援金【授業料が無償となる制度】
- 県立高等学校学び直し支援金【高校を中途退学し、高校に再入学した際に授業料が無償となる制度】
- 奨学のための給付金【授業料以外の教育費を給付する制度】
- 高等学校等修学資金【修学資金を貸与する制度】
- 定時制・通信制修学奨励費【働きながら定時制・通信制高校で学ぶ生徒へ修学資金を貸与する制度】

※各制度には対象要件がありますので、詳細については学校に御確認ください。

※マイナンバーは、異なる制度の申請のために再度提出する必要はありません。

裏面の手順で、同封のマイナンバー提出台紙を作成し、学校へ御提出ください。